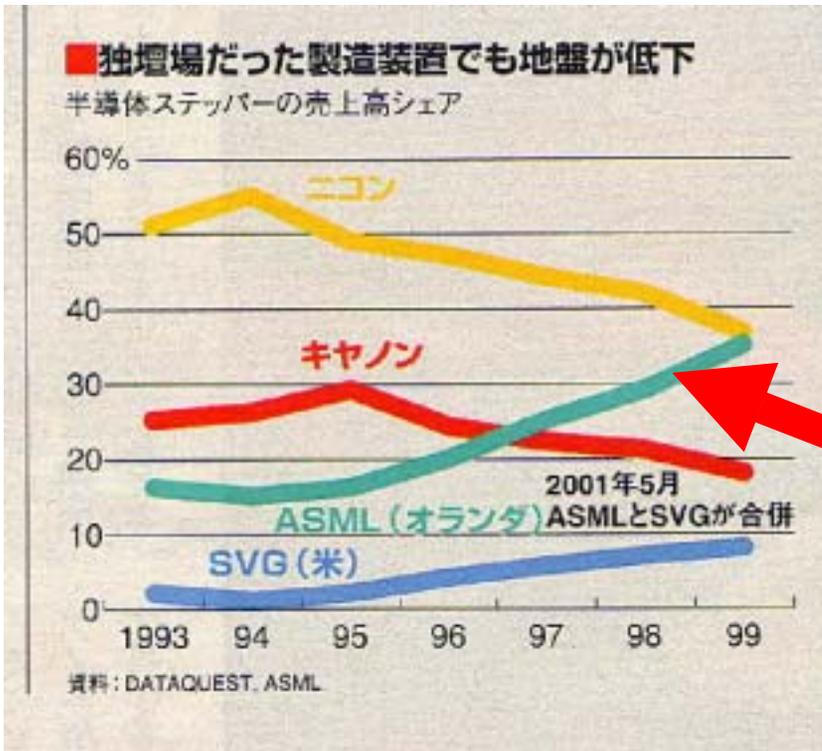


# LLCと産業自治

## Limited Liability Company and Industry Autonomy

### - 露光装置産業での未来潮流 - rev.13



### 高度科学技術開発の2要素

藤本隆宏先生の考えを発展させて

	摺り合わせ インテグレーション シナジー	モジュール化 専門性の高度化
Closed	Closed 摺り合わせ	Closed Module
Open	Open摺り合わせ あるいは グローバル・シナジー	Open Module

2004.3.5

齋藤 旬 junsaito@nikon.co.jp

<http://www.llc.ip.rcast.u-tokyo.ac.jp> **メイリングリスト参加募集中。** 詳しくは本ホームページで

なお、以下意見は齋藤個人のものであり、

齋藤の所属する団体がオーソライズしたものではありません。

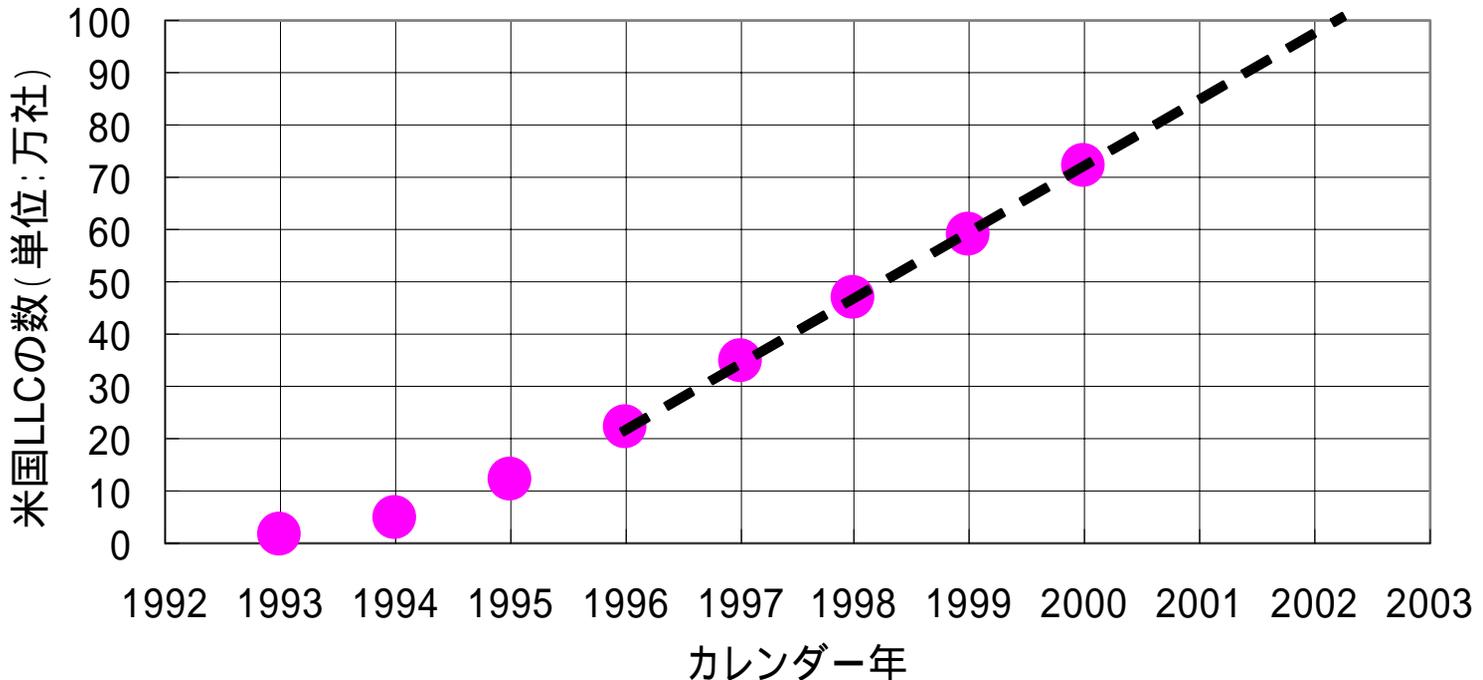
# 概要

- LLC制度の説明 (赤; 四大特徴) page
  1. 米国のLLCとは? 3-4
  2. 有限責任、法人格 5-14
  3. 閉鎖性結社性 Flexibility 15-24  
(ULLCA96から引用して)
  4. パススルー課税 (Single Taxation) 25-33  
(露光装置産業を事例として)
  
- 産業自治 34-37
  1. メリット
  2. デメリット
  
- 提言; 産業分権 38

# 米国のLLCとは

- ◆ Limited Liability Companyの略
- ◆ 有限責任会社 (結社というべき?)
- ◆ 会社でもない、組合でもない、行政組織でもない  
産業組織新形態 ; 例) EUV-LLC, Iridium-LLC, MPEG LA LLC  
何故かバイオ系LLCは少ない。IPOで潤うからか?

LLCビッグバン



平成15年11月17日  
経済産業政策局  
産業組織課

平成18年4月1日から  
施行開始予定

このたび経済産業省では、日本版LLC (Limited Liability Company) の導入に向けた報告書(「人的資産を活用する新しい組織形態に関する提案 - 日本版LLC制度の創設に向けて - 」)を取りまとめ、本報告書に対するご意見を各方面から広く募ることに致しました。

つきましては、まず概要版([PDF形式:33KB](#))をお読みいただいた上で、ご関心の向きに応じ、報告書本文([PDF形式:355KB](#))及び骨子([PDF形式:421KB](#))をご覧ください。

LLCは米国の組織形態の一つで、組織の内部の関係を定款で自由に定めることができ、対外的には全構成員の有限責任が確保されるという特徴をあわせ持った「有限責任の人的法人」制度です。米国以外の諸外国でも、LLCに類似した制度の整備・利用が進んでいます。

近年、他社との違いを生み出す高度な人的資産が組織の競争力の源になってきており、我が国においても、こうした人的資産のポテンシャルを最大限に活かせるような、LLC類似の新しい組織形態の創設に対するニーズが、経済界等において高まっています。

# Limited Liability ; 有限責任

- 会社倒産時、出資分(つまり会社の**資本金額**)を上限として負債を返済する“責任”。

”有限返済能力”

**Liability = 資本**

(完済不能時は”会社”が身代わりに。 **法人格**)

Incorporated; カラダを持った～。法人の

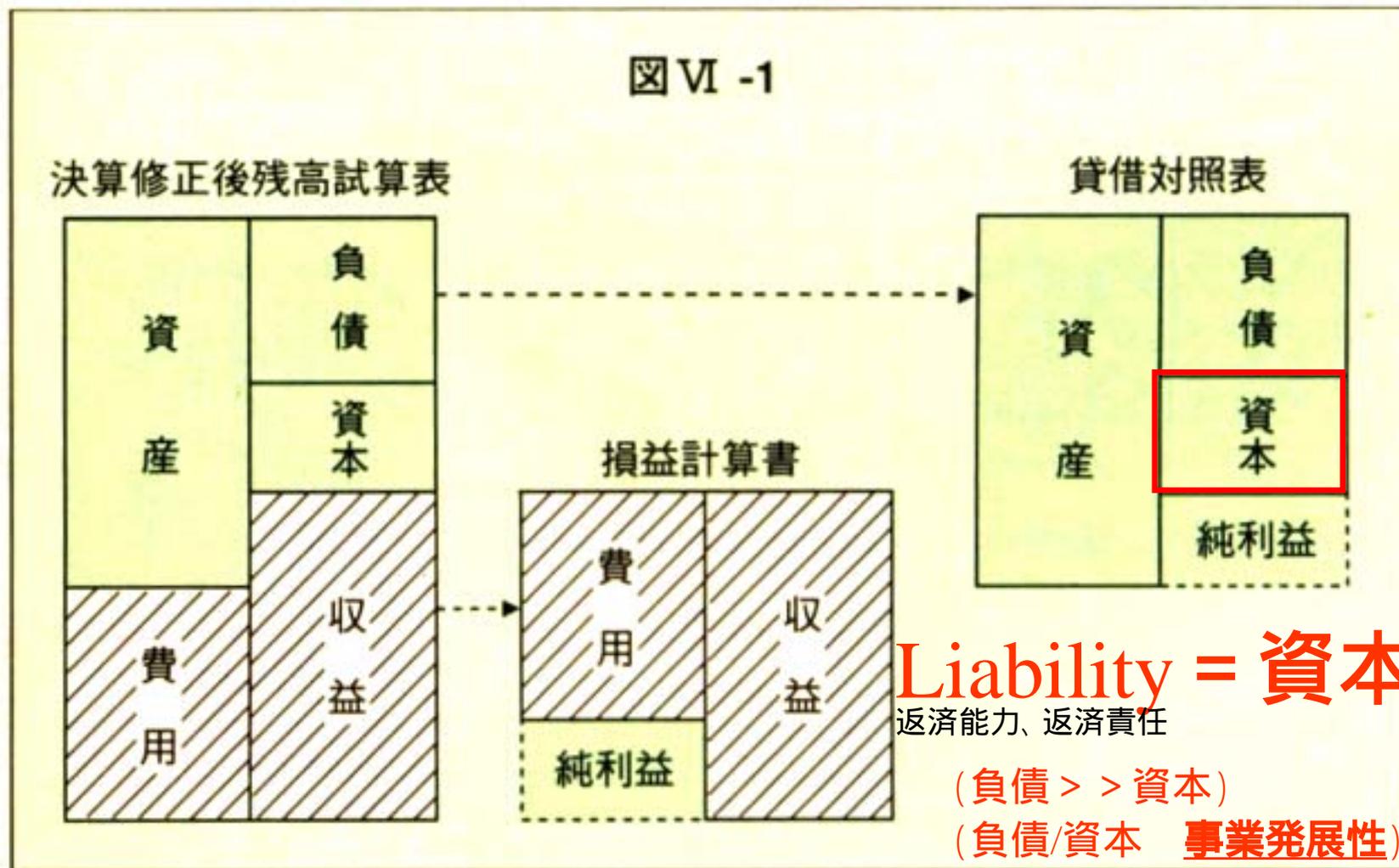
- 対して、「無限責任」とは、負債を全額返済する“責任”

そもそも「有限責任制度」とは、「新奇テーマの発展性を信用してもらい、お金を貸してもらう制度」、**債権者側でなく企業家側に大変有利な制度。**

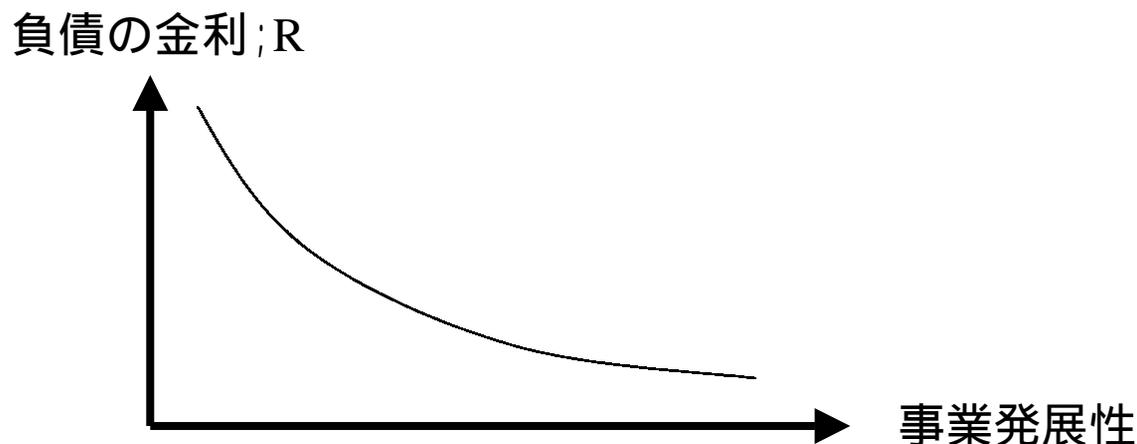
貸したお金が必ず戻るとしたら、それはベンチャーとはいえない。

## ベンチャーの奨励

# 財務諸表(損益計算書、貸借対照表) で“有限責任”を表せば



# 事業の発展性評価による信用創造



負債の上限値 = 資本  $\cdot$   $(1 - R)/R$

例)  $R = 10\% / \text{年}$  とすると、

$(1-R)/R = 9$  だから、

その場合、資本の9倍の負債を持つことが可能。

負債/資本 事業発展性

## 1

## 私財をもって債務を返済する覚悟が必要

◎「責任は有限」というけれど……

有限会社の場合、取締役は1人でかまいません。取締役が1人ならば、その人が会社の代表者（社長）となります。「社長の他に役員がいれば、表見上も代表取締役という登記が必要でしょう」。代表者となる取締役の責任は、結論からいえば無限と考えるべきです。もちろん、有限会社の取締役の責任は有限なので、仮に会社が倒産しても、社長は、会社の財産の範囲内で債務返済の手続きをすればよく、残った債務についての返済義務はないはずです。しかし、次の点などから、そうとはいえないのが実態です。

①銀行からの借入れについては、必ず個人の立場で連帯保証人としての責任を負う契約となっていること。あるいは自宅などの不動産が借入れの担保になっていること。

②取引先（仕入先）は、社長個人の信用、人間関係によって構築されたもので、会社が実質的に倒産したからといって、「知らない」では済まされないこと。

③は法律行為として、また②は人間の信義則として、社長という立場を離れた、個人が守らなければならないものです。このあたりの事情が、大会社のサラリーマン社長とまっ

# なぜ「有限責任」が今見直されるのか？

税理士  
田中潤



## 有限会社の つくり方 儲け方

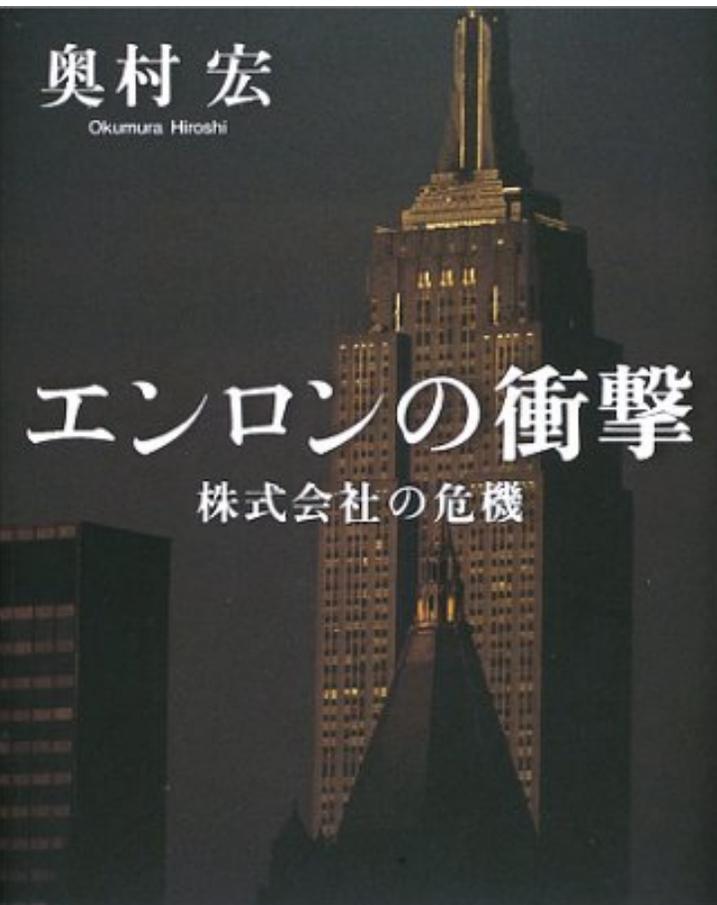
- ◆ 友人との起業や法人成りに向いているの？
- ◆ 二期分の消費税は納めなくていい？
- ◆ 株式会社や個人事業より有利？
- ◆ 登記手続きはシロウトでも大丈夫？
- ◆ 資本金1円で有限会社をつくらるときは？
- ◆ 融資を受けやすい決算書のポイントは？

日本実業出版社

Liabilityが事業発展性でなく“資産”にリンクしてしまった。これでベンチャーの奨励??

確かに倒産されては困る。

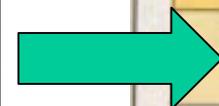
会社は、ゴーイングコンサーン(永続企業)であるべき？



NTT出版

会計・監査を巡る最近の主な動き

2002年1月	監査基準を改定
10月	金融再生プログラムのなかで竹中経財・金融相が繰り延べ税金資産の厳正な監査を求める
03年2月	日本公認会計士協会が繰り延べ税金資産の厳格査定を求める
3月	<u>ゴーイングコンサーン規定始まる</u>



Liability = ~~資本~~ 資産 ~~資本主義経済~~ 資産主義経済  
 負債に見合う資産が無ければいけないとする考え方。

# 米国では「有限責任の否定」と同時に、「有限責任の見直し; LLC制度」の整備も。

## 資産の部

## 負債および資本の部

貨幣的評価の公準を適用できない資産

チャレンジに必要な  
資産  
ベンチャー資産。  
会計基準が未だ無い  
すなわち  
資産評価が難しい  
資産。

既に会計基準のある  
資産

負債

特徴; 役務出資などの無形  
貢献を“資本”に組み込む。

出資

Intangible Contribution  
「無形の貢献」

Tangible Contribution  
「有形の貢献」

Liability

資産主義経済は技術革新を嫌う。技術革新は、評価が未定の新資産を生み、更に、既存資産の価値を低下させるから。

# 科学技術**資産**の 価値評価は 一般化できない。

基盤技術であればあるほど派生益は時間とともに膨大になる。

## 科学技術**資本**(役務出 資など)の価値は起業家 の責任において見積も ることが可能。

『**資産保護より資本保護!**』  
産業とは資本を資産に変える行為。

青色発光ダイオード(LED)の発明をめぐって、中村修二・米カリフォルニア大学教授が、勤務先だった日亜化学工業(徳島県阿南市)に正当な対価を求めている訴訟で、特許が同社にもたらした収益について双方がそれぞれ大手監査法人に依頼した鑑定結果が、2650億円と15億円の差が出たことがわかった。東京地裁は今日30日の判決で、これらの鑑定を参考に、中村氏への対価について判断を示す。

### 青色LED特許の効果 2650億円 対 15億円

**日亜化学側**  
中村氏が鑑定を依頼した監査法人トーマツは日亜の青色LED事業の売上高を、米国系調査会社の市場予測などを基に特許が失効する2010年10月まで減算した。そこから営業費用や事業継続に必要なコストを差し引いた額を特許がもたらした「超過収益」と

**中村教授側**  
中村氏が鑑定を依頼した監査法人トーマツは日亜の青色LED事業の売上高を、米国系調査会社の市場予測などを基に特許が失効する2010年10月まで減算した。そこから営業費用や事業継続に必要なコストを差し引いた額を特許がもたらした「超過収益」と

### 監査法人で食い違い 30日判決

し、最大2650億円になるとはしき出した。裁判で中村氏はのち2000億円を要求している。

一方、日亜側の新日本監査法人は、依頼時に商法上認定していた01年度までの青色LED事業による当期利益を積算。そこから開発コストなどを差し引き、15億円の損失になるとしている。

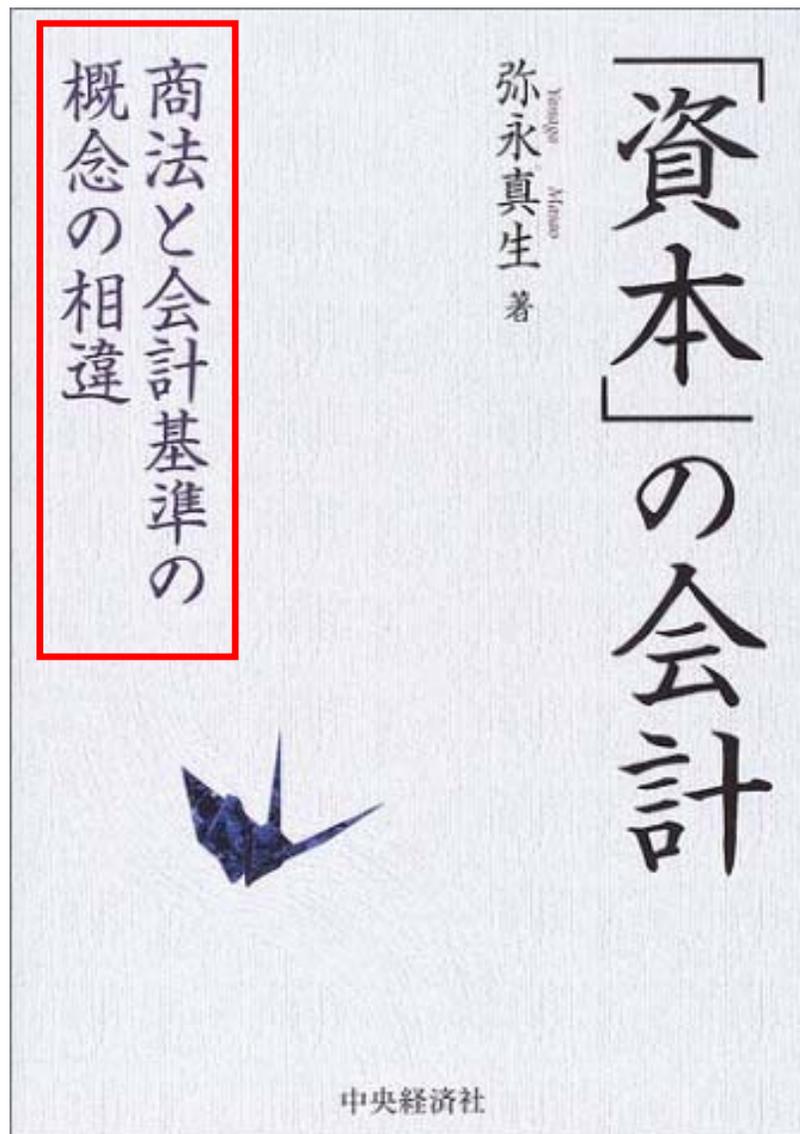
主に対象期間の差によるためだが、コストの算出などでも両者の鑑定は食い違くない。

特許法では、発明者に「相当の対価を支払うこと」が規定されている。しかし、その算定方法がいまいちで、政府は特許法を改正する方針を打ち出している。

東大先端科学技術研究センターの玉井寛敏教授(知的財産法)は「大手監査法人でこれだけ食い違っている、いかに評価額が確立していないかを象徴している。判例を重ねていけば時間がかかる。踏み込んだ制度改正が必要だ」と指摘する。

朝日新聞  
2004.01.12

# 余談ですが



商法特例法(会社関連)の  
「資本」では、  
「無形資本」を認め、  
「会社の持分」に  
反映させる。

しかし一方、会計上は  
「ベンチャー資産」を認めず、  
「既に会計基準のある資産 > 負債」  
とし、  
「債権者保護」を担保する。  
という提案。

<http://www.mof.go.jp/jouhou/syukei/bstop.htm>

## 国の貸借対照表(バランスシート)(試案)関連

---

 [国の貸借対照表\(試案\)平成 13 年度版](#) 2003.9  PDF 1393KB [\[英文\]](#)

- [国の貸借対照表\(平成 13 年度版\)の概要](#)

 [国の貸借対照表\(試案\)平成 12 年度版](#) 2002.9  PDF 351KB [\[英文\]](#)

- [国の貸借対照表\(平成 12 年度版\)の概要](#)

 [国の貸借対照表\(試案\)平成 11 年度版](#) 2001.9  PDF 376KB [\[英文\]](#)

(参考) [「大臣政務官がお答えします」\(国の貸借対照表\(試案\)について\)](#)

 [国の貸借対照表作成の基本的考え方](#) 2000.10  PDF 136KB [\[英文\]](#)

 [国の貸借対照表\(試案\)](#) 2000.10  PDF 201KB [\[英文\]](#)

# 貸借対照表

有限責任、法人格

(単位：兆円)

## 日本国の バランス シート (BS)

科目	平成12年度 (平成13年 3月31日現在)	平成13年度 (平成14年 3月31日現在)	増 減	科目	平成12年度 (平成13年 3月31日現在)	平成13年度 (平成14年 3月31日現在)	増 減
[ 資 産 の 部 ]				[ 負 債 の 部 ]			
現金・預金	43.23	37.04	△6.19	未払金	12.19	11.92	△0.27
有価証券	112.80	117.25	4.44	借入金	18.47	19.35	0.88
未収金	21.81	21.49	△0.32	民間保有政府 短期証券	43.55	42.10	△1.44
貸付金	303.19	299.22	△3.97	民間保有公債	266.37	306.27	39.89
寄託金	23.57	40.59	17.02	郵便貯金	249.93	239.34	△10.59
貸倒引当金	△2.05	△2.14	△0.09	公的年金預り金	155.50	157.70	2.20
有形固定資産				前受金	19.22	19.77	0.55
建物及び工作物	104.01	107.38	3.37	引当金			
機械器具	6.87	6.69	△0.17	退職給付引当金	25.98	24.90	△1.07
立木	6.74	6.77	0.02	賞与引当金	0.37	0.37	△0.00
土地	63.63	63.03	△0.60	保険準備金	113.86	115.65	1.79
建設仮勘定	2.00	1.88	△0.12	その他	16.39	17.43	1.03
その他	2.89	2.84	△0.05	負 債 合 計	921.88	954.84	32.96
無形固定資産	0.39	0.40	0.01	[ 資産・負債差額の部 ]			
出資金	44.30	47.55	3.24	資産・負債差額	△183.75	△200.25	△16.50
その他	4.68	4.55	△0.13				
資 産 合 計	738.12	754.58	16.45	負債及び 資産・負債差額合計	738.12	754.58	16.45

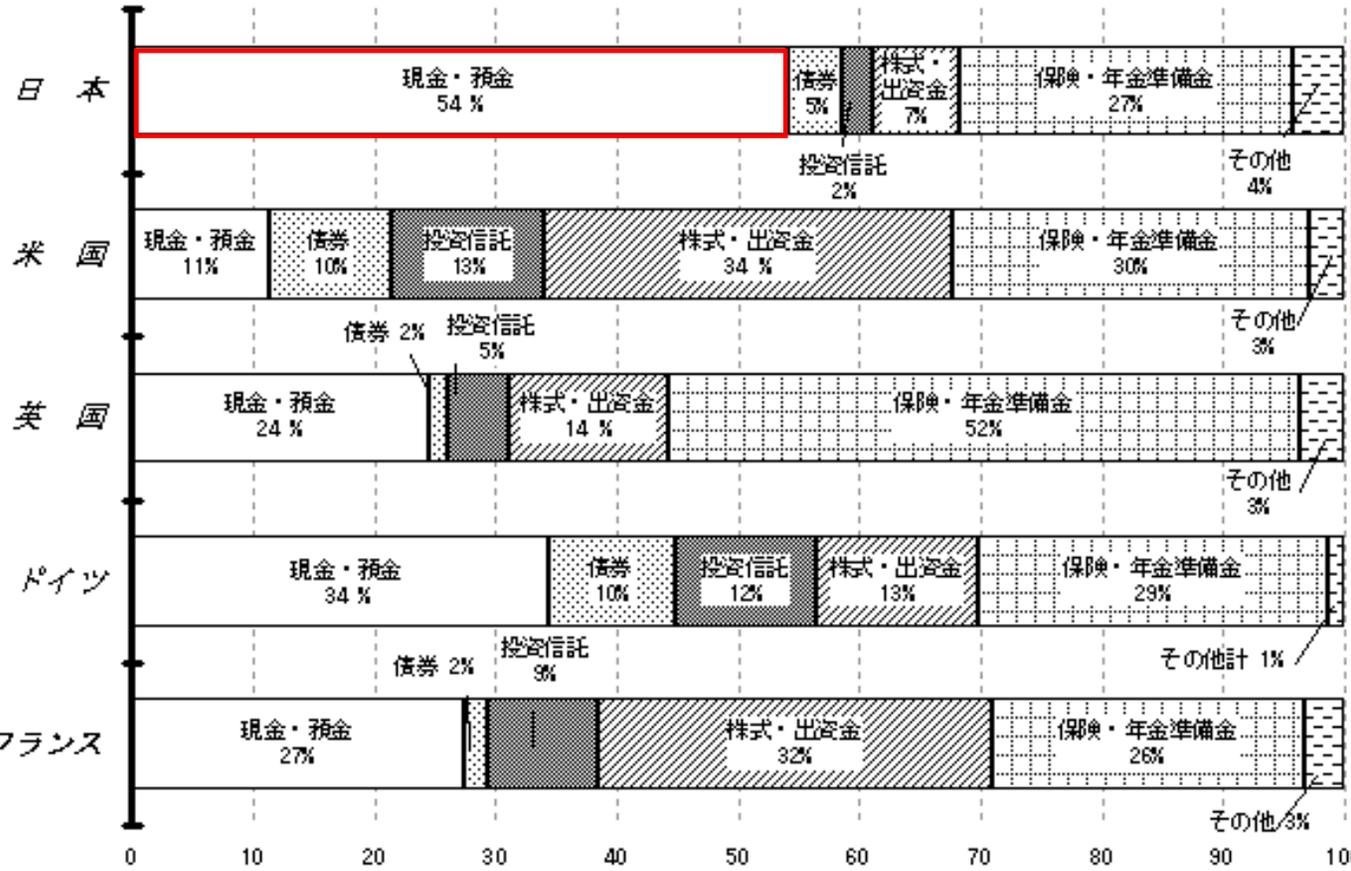
日本国のバランスシートは「既に会計基準のある資産 > 負債」に合格しない。

# 日本の個人金融資産1400兆円の大半が融資金に。欧米では大半が出資金に。

“有限責任”の考え方が浸透すると『知らない事業には例え儲かる事業であったとしても、万が一の倒産を考慮して融資しない。むしろ、自分が共鳴できる事業に出資するように成っていく。その方が“自分が欲しいもの”が“より確実に”入手できるから。』

(図表2) 個人金融資産の構成比 (2001年末)

日本銀行; <http://www.boj.or.jp/wakaru/keiki/whikaku.htm>



預金は銀行への出資だが、銀行はそれを元手に信用創造し、企業に融資する。預金は融資金に回った資金と考えるのが妥当である。

個人金融資産合計に占める割合 (%)

# 閉鎖性、結社性 10要件 その1

結社; 何人かの人々が共同の**目的**のためにつくった団体。 新明解国語辞典

特性 \ 会社	従来の“会社” 株式会社	LLC (ULLCA96)
<b>返済能力</b> Liability	= 既に会計基準のある <b>資産</b>	= 現物出資分を含む <b>資本</b> SECTION 402. MEMBER'S LIABILITY FOR CONTRIBUTIONS.
<b>財務諸表の 作成義務</b>	課されている	<b>課されていない</b> おのおのLLCの置かれた状況に即した財務諸表を自主的に作ることは可。
<b>目的</b>	営利目的	<b>非営利、営利</b> どちらでも可
<b>出資者</b> Members	一般の人々  株式が発行される	<b>目的賛同者に 限定; 閉鎖性</b> 株式は発行されない
<b>会社の永続性</b>	ゴーイングコンサーン 永続することが目的	<b>非</b> ゴーイングコンサーン At will company or Term company

# 閉鎖性、結社性 10要件 その2

結社; 何人かの人々が共同の**目的**のためにつくった団体。 新明解国語辞典

会社 特性	従来の“会社” 株式会社	LLC (ULLCA96)
<b>定款</b>	<b>法定の定款</b>	<b>定款自治</b>
<b>成果</b>	<b>利益、お金</b>	<b>配分可能な 新たな所有権</b> <small>出資者たちに成果を<b>現物渡し</b> (Distribution in kind) することも 禁止されてはいない。</small>
<b>中間配当</b>	<b>有り</b>	<b>原則として無い</b> <small>最終配分を阻害しないならば、可</small>
<b>現物出資</b> <small>役務出資など</small>	<b>ほとんど無い</b> <small>法律上許されているが、<b>裁判官・弁護士</b>の“<b>検査役</b>”に価値判断をしてもらわなければならないので、実際にはほとんど行われていない。</small>	<b>有り</b> <small>目的賛同出資者たちが、その出資アイテムの価値判断で合意に達すれば O.K.</small>
<b>法人税</b>	<b>課税される</b>	<b>パススルー課税</b> Single Taxation

# 米国LLCのLiability (返済責任、返済能力) ULLCA96

## SECTION 402. MEMBER'S LIABILITY FOR CONTRIBUTIONS.

(a) A member's obligation to contribute money, property, or other benefit to, or to perform services for, a limited liability company is not excused by the member's death, disability, or other inability to perform personally. If a member does not make the required contribution of property or services, the member is obligated at the option of the company to contribute money equal to the value of that portion of the stated contribution which has not been made.

Tangible Intangibleを問わず、所望の出資をしていない出資メンバーは、該出資分と等価な“お金”を出資せよとのLLCの選択に従わなければならない。

## 「為されなかった役務出資」をどうするか？

# 各々のLLCの置かれた状況に即した 財務諸表を自主的に作ることは可。<sup>ULLCA96</sup>

## SECTION 406. LIMITATIONS ON DISTRIBUTIONS.

(a) A distribution may not be made if:

(1) the limited liability company would not be able to pay its debts as they become due in the ordinary course of business; or

(2) the company's total assets would be less than the sum of its total liabilities plus the amount that would be needed, if the company were to be dissolved, wound up, and terminated at the time of the distribution, to satisfy the preferential rights upon dissolution, winding up, and termination of members whose preferential rights are superior to those receiving the distribution.

(b) A limited liability company may base a determination that a distribution is not prohibited under subsection (a) on **financial statements prepared on the basis of accounting practices and principles that are reasonable in the circumstances or on a fair valuation or other method that is reasonable in the circumstances.**

「**目的賛同出資者たちが**、現物出資アイテムの価値判断をする。」に対応。

# 非営利目的および営利目的 ULLCA96

## SECTION 101. DEFINITIONS. In this [Act]:

.....

- (3) **“Business”** includes every trade, occupation, profession, and other lawful purpose, **whether or not carried on for profit.**

.....

非営利のビジネス？！ お金儲けしないビジネス！！！！  
なお、「非営利 資本蓄積加速」である。

「資本 = 利益阻止数」といわれることから分かります、利益 (= 収入 - 経費) がもし出たとしても、「非営利」の場合、増資つまり内部留保に回すことになるから。

# 非ゴーイングコンサーン ULLCA96前文

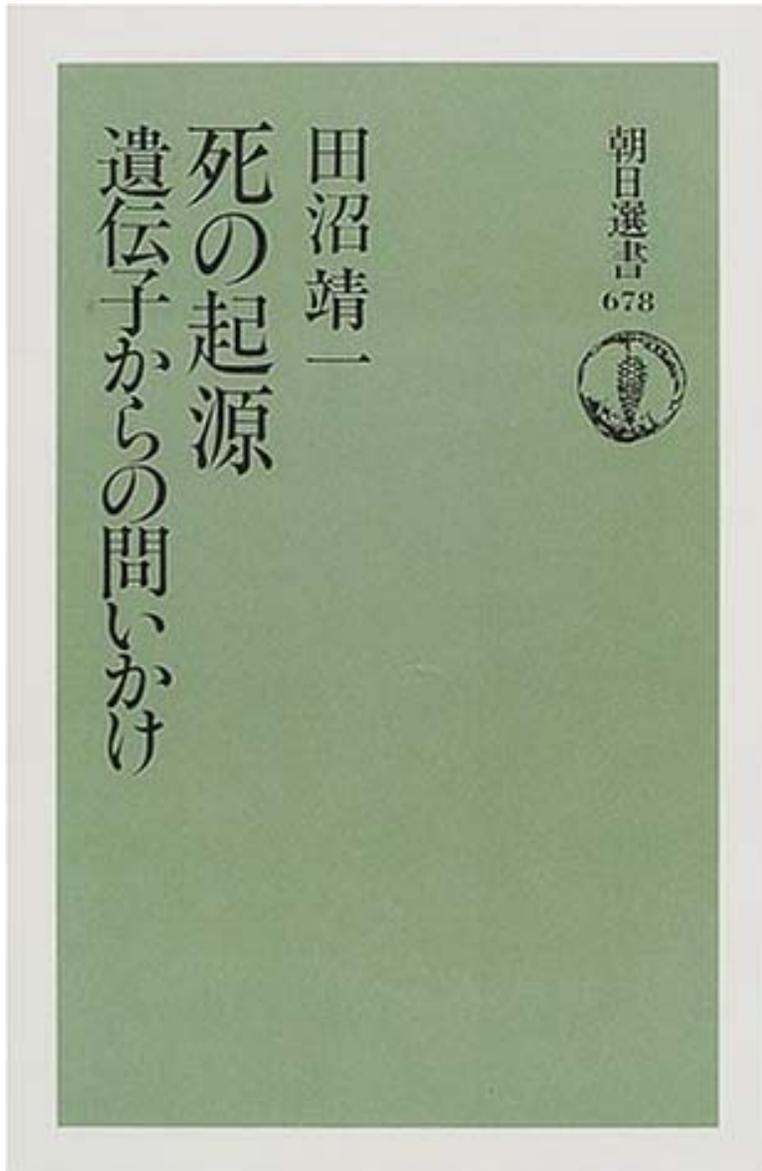
First, unless the articles reflect that a limited liability company is a term company and the duration of that term, the company will be an at-will company. Generally, an at-will company dissolves more easily than a term company and its owners may demand a payment of the fair value of their interests at any time. Owners of a term company must generally wait until the expiration of the term to obtain the value of their interests.

(いずれにせよ、LLCには必ず Termination (死) が組み込まれている。)

# 必要な、意味ある、“死”

なぜ、私たちは死ぬのか？ 生物はみな死から逃れられないのか？  
最新の遺伝子研究の成果を踏まえて、有性生殖により「進化」をする生物は必ず死ぬという理論を分かりやすく説きあかす。

(“不死”は癌細胞とウイルス。とも言っています。)  
アポトーシス；細胞のプログラム死 の重要性。



第1章 死の遺伝子からの問いかけ

第2章 生命の原理

第3章 何が死ぬのか

第4章 死はどう進化したのか

第5章 どのように死ぬのか

第6章 死はいかに決まるのか

第7章 なぜ死ぬのか

第8章 有限による無限

# 現物出資(役務出資など) 『「資本」の会計』

## 1 現物出資の規制

金銭以外の財産を目的物としてなされる出資を現物出資というが、従来、現物出資(173条1項・181条1項・280条ノ8第1項)の目的たる財産について裁判所の選任する検査役による調査が原則として要求されてきた。また、発起設立および新株発行の際には裁判所の監督に、募集設立の場合には創立総会の監督に服させるものとされている。さらに、設立時には現物出資者を発起人に限ると同時に現物出資に関する事項を定款に記載すべきものとしている。

しかし、裁判所の選任する検査役による調査には長い期間と多額の費用を要するのみならず、調査に必要とされる期間をあらかじめ予測することが困難であるという問題点が指摘されてきた。そこで平成14年改正により、現物出資・財産引受および事後設立の目的物たる財産の価格についての弁護士等の証明・鑑定評価をもって裁判所の選任する検査役の調査に代えることが認められた(173条2項3号・280条ノ8第2項)。

# 出資形態 ULLCA96

**SECTION 401. FORM OF CONTRIBUTION.** A contribution of a member of a limited liability company may consist of tangible or intangible property or other benefit to the company, including money, promissory notes, services performed, or other agreements to contribute cash or property, or contracts for services to be performed.

## Comment

Unless otherwise provided in an operating agreement, admission of a member and the nature and valuation of a would-be member's contribution are matters requiring the consent of all of the other members.

See Section 404(c)(7). An agreement to contribute to a company is controlled by the operating agreement and therefore may not be created or modified without amending that agreement through the unanimous consent of all the members, including the member to be bound by the new contribution terms. See 404(c)(1).

(LLC法律用語では、“出資” = Contribution、貢献！である。

# パススルー課税 ; Single Taxation

半導体露光機の光学系作りを下記各社が順に分担する。

粗研磨

精密研磨

面・波面計測

組み立て

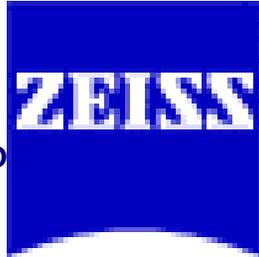


A French high-tech group

2002 consolidated sales:

Euros 2.763 billion

SAGEM/REOSC



Carl Zeiss SMT AG

ASML Optics, LLC

Tinsley's defence optics division finally sold as part of US government requirements on ASML (2003 Spring)



ASML

ASML Holding N.V.

国際的Single Taxation制度の下で、資本提携アライアンスをする。

フランス

ドイツ

米国

オランダ



これらの一連のモノ作りの提携で損益が下流にパススルーされ、合算損益に対して一回だけ法人税課税される。途中で利益が出たとしても、合算して損が出る場合は、一切課税されない。

# オランダ起点のSingle Taxation産業経済圏

( 73 ) Dutch Ministry of Finance, supra note (64), at 49-50 .

オランダが締結している租税条約の相手国は次のとおり。アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、バングラデシュ、ベラルーシ、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、カナダ、中国、クロアチア、チェコスロバキア(本条約はチェコとスロバキアに適用)、デンマーク、エジプト、エストニア、フィンランド、**フランス**、**ドイツ**、ギリシア、イギリス、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、インド、インドネシア、イスラエル、イタリア、**日本**、カザフスタン、韓国、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マケドニア、マラウイ、マレーシア、マルタ、メキシコ、モルダビア、モロッコ、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、パキスタン、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア連邦、シンガポール、南アフリカ、ソ連(本条約はアルメニア、アゼルバイジャン、ジョージア、モルダビアを除く旧ソ連邦加盟国に適用)、スペイン、スリランカ、スリナム、スウェーデン、スイス、タイ、チュニジア、トルコ、**アメリカ合衆国**、ウクライナ、ベネズエラ、ベトナム、ユーゴスラビア(本条約はボスニア-ヘルツェゴビナ、クロアチア、ユーゴスラビア共和国、セルビア・モンテネグロ、スロベニアに適用)、ザンビア、ジンバブエ、**台湾 (代表事務所)**。オランダとオランダ領アンティル及びアルバとの経済関係は、オランダ王国の租税協定で規定。

相続税及び贈与税に関する租税条約は、フィンランド、イスラエル、スウェーデン、スイス、イギリス、アメリカ合衆国で適用。

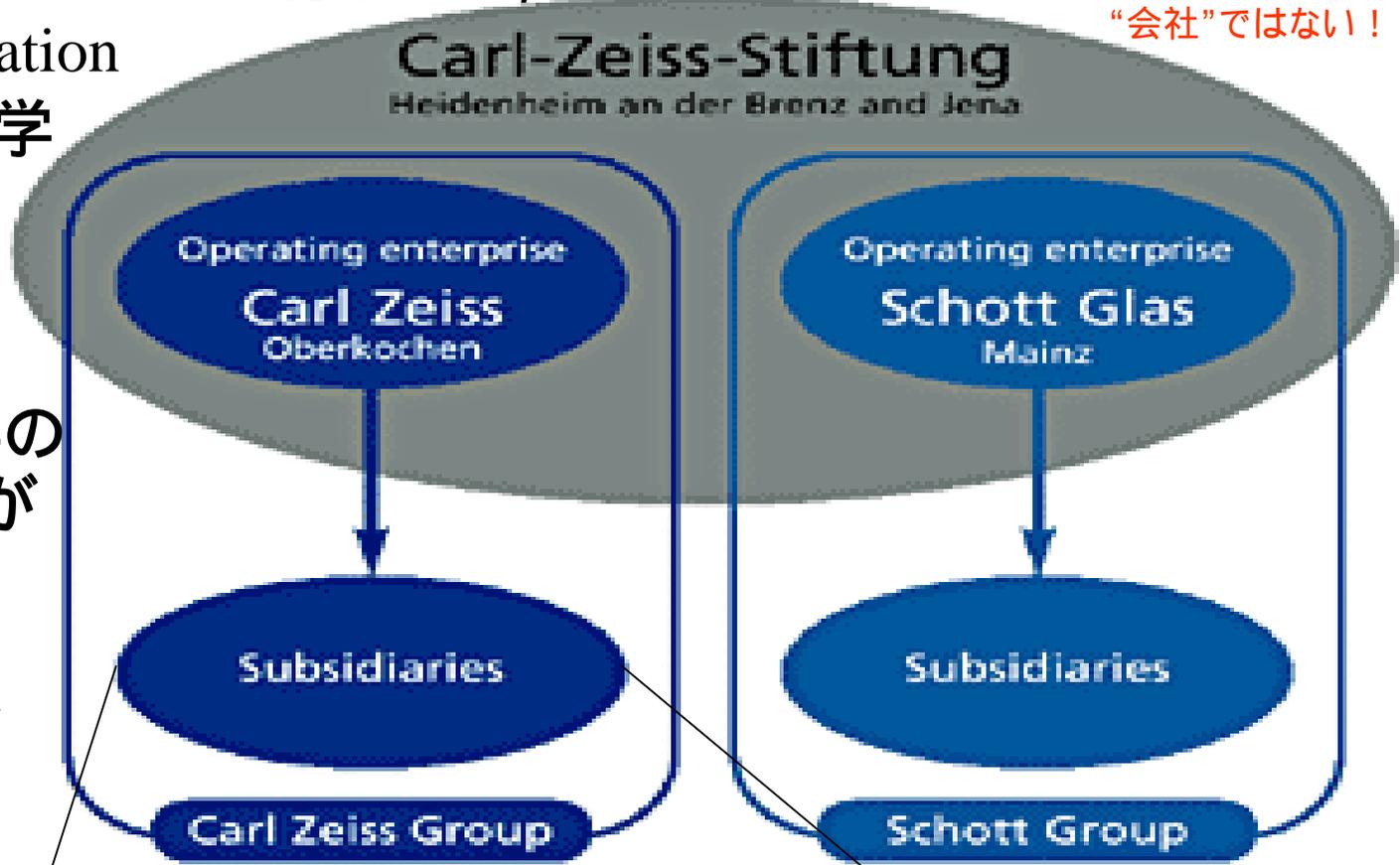
税務大学校 研究部教育官 藤巻一男「海外直接投資の動向と国際課税問題に関する一考察  
- 現地法人の再投資・配当行動を中心として - 」 p386

# Carl Zeissの構造; 特定目的財団

“会社”ではない!

Stiftung = Foundation

1846年、イナ大学の技官だったCarl Zeiss氏が工房を開いた。その後、イナ大学のErnst Abbe教授が自分の私財をその工房に与え、このFoundationが形成された。



右に示したCarl Zeiss社の全体構造は“LLCの典型例”と言える。



ASMLの資本

“晴耕雨読”  
仕事が有るときも無いときも、技術者に“居場所”が有る。

問7 2000年の年収はどれくらいでしたか (世代別)

# 日経エレ

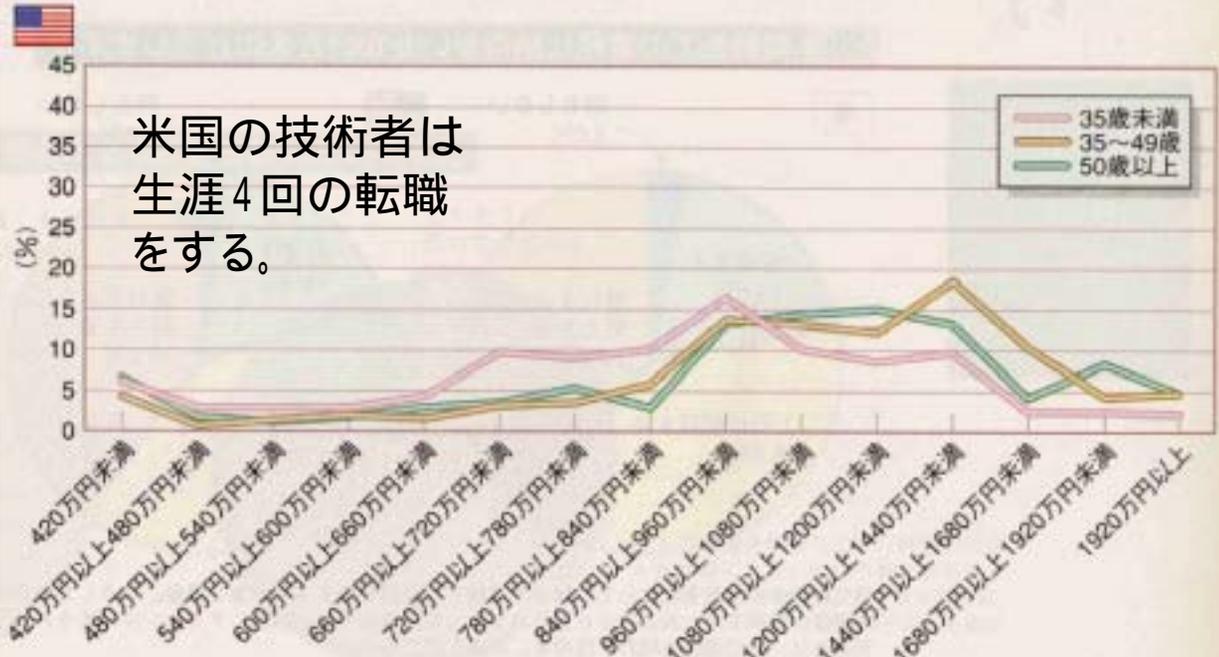
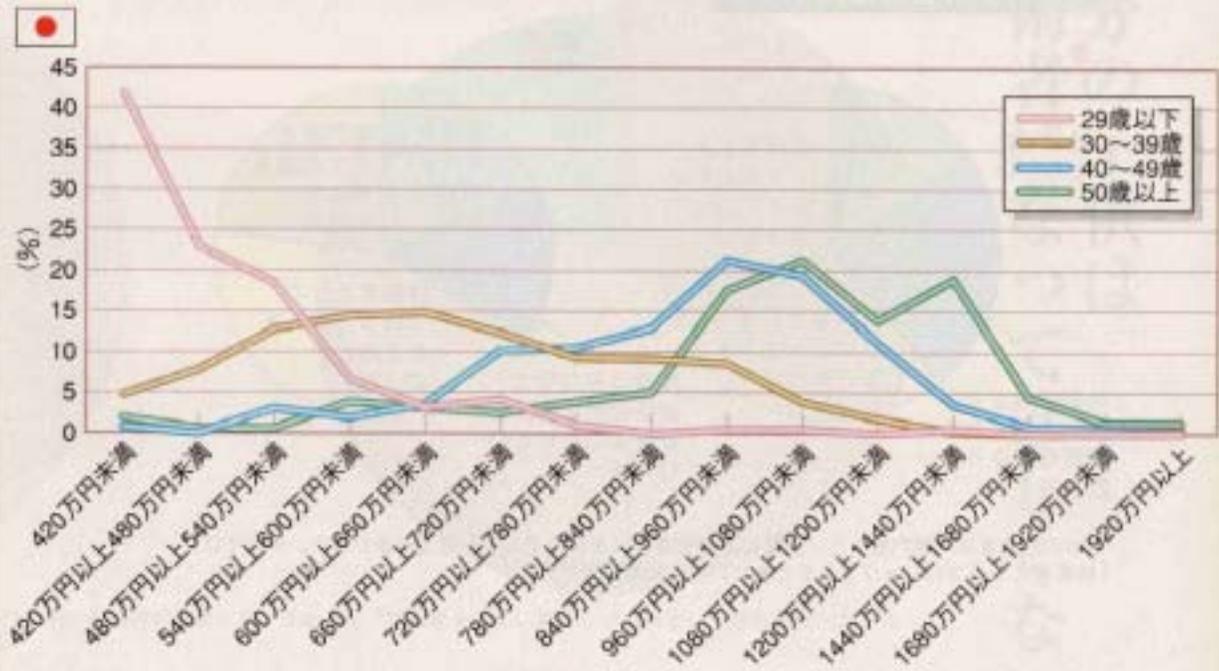
日米技術者年収比較

「技術者雇用の三態」  
 日本； 終身雇用年功序列型  
 米国； 渡り鳥型  
 欧州； 晴耕雨読型

米国はMissionが無い時、  
失業保険で自助努力。

欧州はMissionが無いとき、  
非営利サイトで雇用、  
Missionが出来たとき、  
営利サイトで雇用。

	専門性の 高度化	シナジー 効果
日本		
米国		
欧州		



# 米国シリコンバレーは 技術シナジー効果に 富んでいる。

日時: 2004年3月18日(木)

第一部: 交流・懇談会 15:30~17:30

第二部: 定例研究会 18:30~21:00

場所: 東京大学社会科学研究所中会議室(1F)(本郷キャンパス)

会場地図: <http://www.u-tokyo.ac.jp/jpn/campus/map/map01/e09-j.html>

テーマ: 「非正規雇用の増大にいかに取り組むべきか  
- シリコンバレーの実態調査をふまえて - 」

報告者: アラン・ハイドさん(アメリカ・ラトガーズ大学法学部教授)

通訳: 木下順さん(国学院大学)

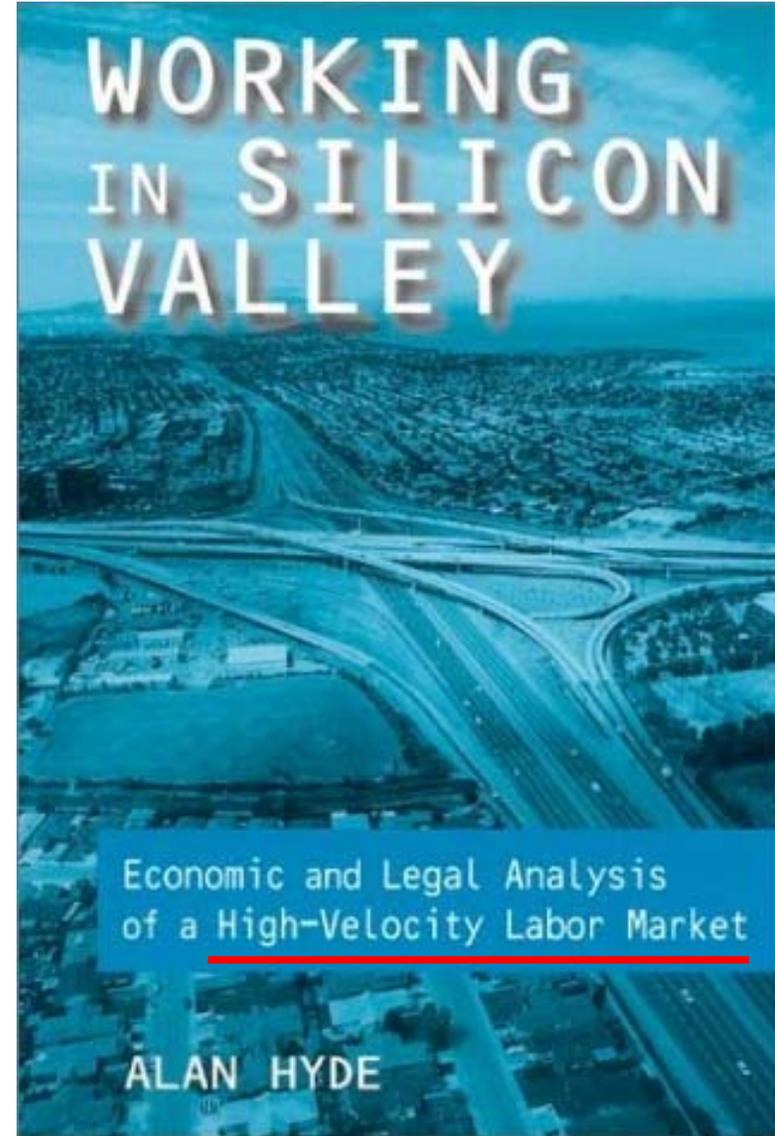
鈴木玲さん(法政大学大原社会問題研究所)

ルイス・カーレットさん(全国一般なんぶ)

雇用形態の多様化、労働市場の流動化が加速する中で、パート労働、有期雇用、派遣労働などの「非正規労働者」の増加にいかに対処すべきか。それは多くのみなさんの関心事ではありますが、今回は、日本と比べて「終身雇用慣行」が定着しなかったアメリカで、このテーマに正面から取り組んでこられたラトガーズ大学教授のアラン・ハイドさんをお招きする研究会を企画しました。

ハイドさんは、アメリカの「組合民主主義協会(AUD)」(第69回、70回研究会の講師をお願いしたマット・ノイズさんも所属)で指導的な役割を果たすなど、運動にも関わっておられる労働法学者です。最近、先端技術企業の集中と労働市場の流動化で著名なカリフォルニア州シリコンバレーの実態を法律的、経済的な諸側面から分析し、意欲的な改革提言をされています(Alan Hyde, "Working in Silicon Valley", 2003, M. E. Sharpe)。国際学会で来日される機会に、センターでご報告していただけることとなりました。貴重な機会ですので、ご関心のある方のご出席をお願い致します。

なお、平日の開催となりますので、午後3時半からの第一部では、ハイドさんの法律的、経済的分析を中心に理論的なご報告をいただき、午後6時半からの第二部では、労働組合その他の社会的取り組み、改革提言などを中心に実践的なご報告をいただく予定です。



科学技術が高度化すると  
必ず「モジュール化」が起こる。  
専門性の高度化が  
必要になる。

「モジュール化」は新・産業構造の“**思想**”。

「LLC制度」は、該思想；該産業構造  
の導入を促す“**制度**”。



# Single Taxationの二つのメリット

1. 税は経費。多重課税が無くなれば、製品価格が安くなる。
2. “餅は餅屋”の徹底。“地上最強のベスト・モジュールの組み合わせ”に収束する。

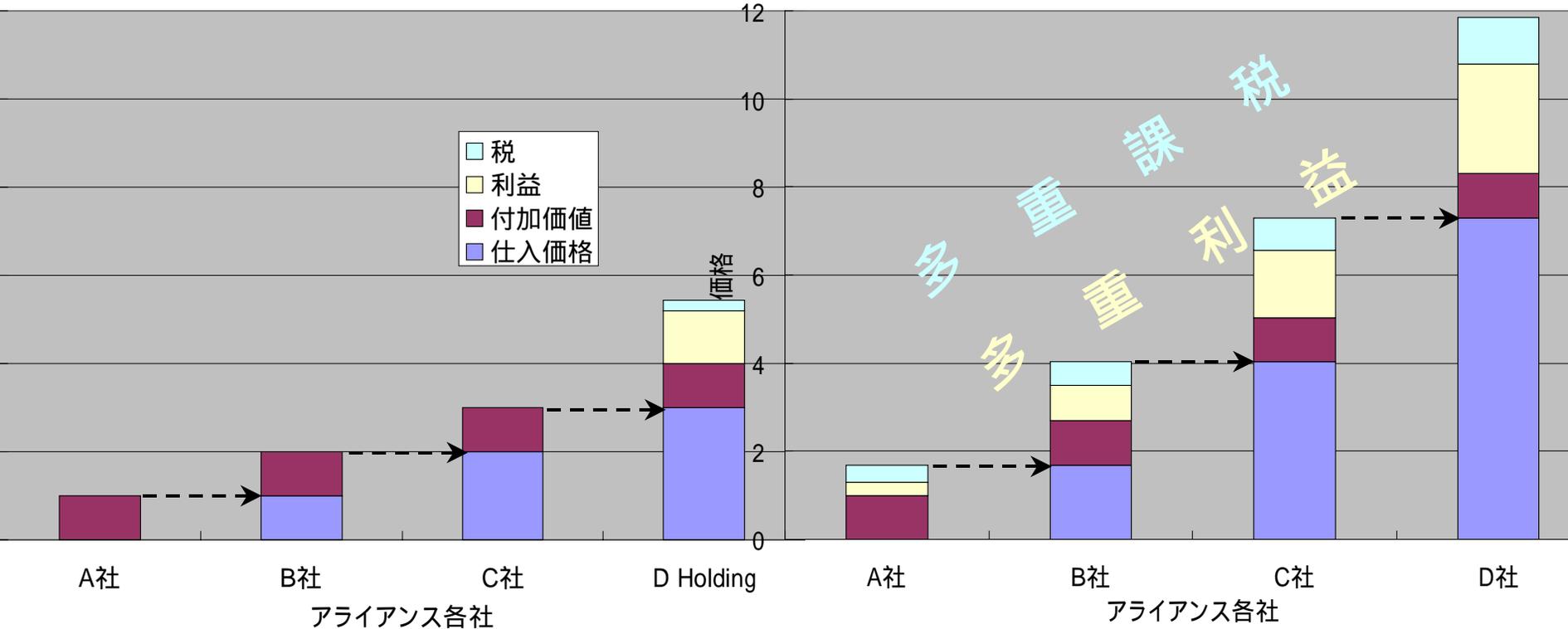
別の言い方をすれば、日本の税制では、「アライアンスすればするほどコストが高くなるので、社内のモジュールを使い続けるしか手が無い。たとえ社外に、技術的に優れ且つ原価が同程度のモジュールを見つけたとしても。」  
これで国際競争力を持てるだろうか？

更に別の言い方をすれば、『日本の産業構造では、優秀だが“系列”に組み込まれていない技術にとって居づらい』優秀な技術はCapital Flight(資本流出)を起こす。“技術”にとって居やすい場所を求めて、日本を離れる。  
例) 2000年、東芝のDRAM技術は米国IBMとDominion LLCを作り流出。  
2003年、富士通のフラッシュメモリ技術は米国AMDとFASL LLCを作り流出。

# 最終製品価格の比較

新・産業構造； A社～C社は利益も内部留保も無し、  
D Holding社は利益率3割、税率2割として

日本でアライアンスすると； 利益率3割、税率2割として



日本では社外からモジュール調達をするとコストアップになる。

モジュール集約型製品でも、社内か100%子会社からモジュール調達しなければならない。  
日本の連結納税制度は100%子会社にしか適用されないから。

ただし、新産業構造も裏目に出ることもありうる。産業自治力が十分に育っていなければ、不必要な所に内部留保を注入するなどして、却ってコストアップになることもあり得る。

なお、GDPの計算法にも再考が必要。1) 中間製品と最終製品の切り分け再考。2) 組み合わせによる付加価値をどの国に帰属させるか？

# Single Taxationのデメリット？

1. 国の税収が(一時的に)減る。 (“角を矯めて牛を殺す”?)

	日本	米国	オランダ	ドイツ
(法人税収 / 税収全体)	23%	10%	10.5% <small>『EUにおける法人税調和の動向』 http://www.ufji.co.jp/publication/sricreport/603/23.pdf</small>	4%
法人税率*	30%	30%	35%	30%
基幹税	法人税	個人所得税	消費税	消費税

\* 財務省 [www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryou/houzin.htm](http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryou/houzin.htm)  
法人税など(法人課税)に関する資料(平成15年4月現在) 等参照方。

2. “どこまでの範囲でSingle Taxationとするか”、“Substantial Economic Effect”を一律一律なルールで決めるのが困難。Case by Case

パススルー損益額の決定

「提携範囲自己申告制度」  
米国; Check the Box制度  
オランダ; Tax Ruling制度

アライアンス当事者に  
任せる。

結局、『“雇用”か、“法人税収”か』の二者択一を国は迫られる。実際は前者の選択しかあり得ない。後者では“ギリ貧”が必至。

結局“産業自治”が効率的。 米国GM社ではIndustry AUTonomy

# 産業自治

産業自治という言葉は、英文ではIndustry Autonomyです。  
私のオリジナルではありません。

豪州などの英連邦国家では98年ころより頻繁に使われており、  
米国GM社でも、Industry AUTOnomyと洒落てしばしば使われています。  
LLC産業構造が普及している国では、産業構造の特徴を説明する言葉として使われています。  
”地方自治”と対を成す言葉で、三位一体の改革を伴います。  
税源移譲、行政権限委譲、国の権限の縮小、を伴います。

LLCが普及するとご存知のように、国に法人税収が入らなくなっていきます。  
法人税収分の資金は、国を経由することなく、産業種ごとの  
アライアンスの中の内部留保として、蓄積されていきます。資本蓄積されていきます。

どの資本を増強するかを決める権限は、国の行政ではなく、産業ごとの自治権に委ねられます。

アライアンス内でのモジュール開発・調達において、その仕様決定・成果渡しも、  
国を経由することなく、(”中抜き”という言葉がよく使われます。)

直接の受益者と供益者の間で行われます。  
中間経費が発生しない分、コストが安くなりますし、スペックのやり取りも、正確で迅速なものとなります。  
(このことをGM社では”Responsiveness”; 感応力、と表現しています。)

自動車産業のようなモジュール集約型の産業では、  
Industry AUTOnomyは不可欠なものと認識されています。

半導体産業もモジュール集約型産業ですから、  
同じく”産業自治”は不可欠のものと私は考えます。

# 産業自治

地方分権

税源移譲  
権限委譲  
国の権限の縮小

国の行政

地方自治体・NPO

LLC

会社

産業分権

税源移譲  
権限委譲  
国の権限の縮小



“公益”の意味の変質

**是非、産業構造の“三位一体の改革”も！！！！**

# 新・産業構造のメリット

1. 契約自由: 営利目的でなく特定目的の会社設立の自由。人的資本、知財資本の素早い調達。“楽屋落ち”ネタ、新鮮なネタの活用。“儲からない、あるいは損が出る、あるいはコンセンサスが取れない突拍子もないこと”でも、賛同出資者がいればトライして良い即ちチャレンジして良い自由。
2. 税の減免; 企業集団の総税額が減る税制。
3. 「原価渡し」も可能; LLC資金すべてを出資で賄えば、すなわち、「手形払いしない、融資を受けない」ならば、利払いの必要が無くなり、可能。
4. 需要と供給のオート・マッチング; 受益者と供益者が一体となっているので、例えば「F2リソ技術、突然のskip」というようなことが無くなる。

Responsiveness

Hold up問題の回避

# 新・産業構造のデメリット？

- デメリットは無いと考えられるが、強いてあげるとすれば;  
「**LLCは目的賛同者達で閉じた閉鎖型会社、つまり株式公開しないので、資金調達の瞬発力は無い。**」と言うことがいえる。

別な言い方をすれば、  
「**産業自治力が育っているならば、確実に安全・安心な産業経済発展が望める。**」

# 提言;産業分権!

- 今回の法務省経済省の「会社法制現代化試案」は
  - 「パススルー課税」について全く触れていない。
  - 「債権者保護」を強調しすぎ。それとは或る意味対立する「有限責任」を盛り込めていない。
- Minimum Requirementとして今回は以下を。
  - 「アライアンス当事者が範囲を自己申告するパススルー課税」
  - 「非当事者検査なしの現物出資・役務出資」
- ゆくゆくは、10要件を満たした真のLLC制度を!
  - まずモデルケースづくり。(経済特区法の利用)
  - 事業テーマを限ってでも、10要件を。  
(例;科学技術LLC)

LLC制度研究会

000341

[トップへ戻る](#)

[文献リスト](#)

Please visit [our ML archives \(password required\)](#).

[MLへの登録](#)

このメールの本文のsubscribeの後に、あなたのお名前を英文でsubscribe Taro Satoの様に書き加えて発信してください

Please visit [our Wiki](#).

[最近のニュース](#)

最近のニュース

2004年2月19日更新

12月15日月曜日	JEITA/STRJ 日本半導体ロードマップ委員会で講演。資料は <a href="#">文献リスト</a> から拾えます
1月 7日水曜日	1月1日の日経新聞29面に「LLC制度」の記事。
1月22日木曜日	メーリングリスト（ML）への登録メール作成ボタンを加えました。
1月27日火曜日	経団連関連団体「科学技術と経済の会」で講演。資料は <a href="#">文献リスト</a> から拾えます
1月28日水曜日	アクセスカウンターをつけました。
2月 3日火曜日	2月3日の日経新聞27面に「職務発明制度問題」の記事。
2月17日火曜日	<a href="#">文献リスト</a> に、プレゼン用パワーポイント資料；LLCと産業自治rev10.pdf をアップしました。
3月 5日金曜日	JEITA/STRJ 日本半導体ロードマップ委員会のWorkshopで再講演予定。
3月16日火曜日	第一回LLCワークショップを開催します。

## メーリングリスト参加募集中！

# 第一回LLCワークショップ開催案内

開催趣旨： 会社でもない組合でもない行政組織でもない、全く新たな組織形態である LLC (Limited Liability Company; 有限責任会社)は、欧州の GmbH 制度等を下敷きにして米国各州に 1977 年から 1997 年にかけて制度が整備され、既に 100 万社が生まれています。200 年前の産業革命に並び称される欧米のこの構造改革は、日本においては殆ど知られていませんでした。僅かに下記にご紹介する研究者等が個々に独立して調査研究をしていましたが、その活動が突って平成 18 年 4 月 1 日から日本版 LLC 制度を施行することが決まり、政府の『骨太の方針案』にも昨年記載されました。昨年末には経済省法務省の「会社法制の現代化試案」も公開され、意見募集がされ、「日本に適した LLC 制度の模索」が始まりました。このような状況を踏まえ、各研究を連携して効率よく「日本版 LLC 制度」を制度設計することを目的に、第一回 LLC ワークショップを開催いたします。

日時： 2004 年 3 月 16 日火曜日 13:00-18:00  
場所： 六本木ヒルズ 4 9 階 アカデミーヒルズ ステップルーム 1  
主催： 東京大学 先端科学技術研究センター 知的財産権部門

- 12:30 - 13:00 受付
- 13:00 - 13:10 開会の挨拶  
未定
- 13:10 - 14:00 日本版 LLC 制度化をめぐる動き  
大杉謙一 都立大学 / 中央大学
- 14:00 - 14:50 LLC 制度化に向けての経済産業省の取り組み  
石井芳明 経済産業省 産業組織課
- 14:50 - 15:00 休憩
- 15:00 - 15:40 組合の税務問題と米国のパートナーシップ課税  
渡邊健樹 米国弁護士
- 15:40 - 16:20 LLC 制度化に向けての経団連の取り組み  
阿部泰久 日本経済団体連合会 税制グループ
- 16:20 - 17:00 LLC と産業自治 露光装置産業を事例として  
齋藤 旬 東大先端科学技術研究センター知的財産権部門
- 17:00 - 17:10 米国統一 LLC 法 (ULLCA96) 和訳完了・出版の報告  
半導体産業研究所 (SIRIJ)
- 17:10 - 18:00 全員でフリーディスカッション
  - ・ 今後の方針
  - ・ 今後のアクションプラン
  - ・ 今後の体制

(終了後、有志による意見交換会が、隣室の303ホールの1+2にて行われます。)